

# 那須町 Press Release



令和6年3月27日

こども家庭センターを設置  
新たに専門職を配置し、より充実した切れ目のない支援へ

## 1 概要

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法により、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。

町では、令和2年度から子育て支援センターにおいて、母子保健と児童福祉業務を一元的に行う体制を整えておりましたが、この程、令和6年4月1日から子育て支援センター内に、こども家庭センターを設置し、新たに社会福祉士や心理職の専門職を配置することで、より充実した切れ目のない支援を行います。

## 2 業務内容

子育てについての困りごとや、子どもを取りまく様々な状況に対応し、専門職による知見や見立てにより、必要な援助について判断を行います。子どもの気持ちに配慮しながら、面接、観察、心理検査を基に援助の内容・方針を定めていきます。

## 3 職員配置

- ①こども家庭センター長
- ②統括支援員
- ③保健師
- ④社会福祉士
- ⑤心理職
- ⑥保育士
- ⑦子ども家庭支援員
- ⑧児童家庭相談員
- ⑨児童発達相談員

所管課・係	担当者		
	職名	氏名	連絡先
こども未来課 子育て支援センター	課長補佐兼所長	渡邊幸子	0287-71-1137